

届出が必要な火を使用する設備等の一覧表

【柏市火災予防条例第44条】・【消防用設備等における行政指導指針】

設備名 【火災予防条例設置基準】	届出範囲
炉 【第3条】	(1)熱風炉 (2)多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉 (3) (1)・(2)のほか、据付面積2平方メートル以上の炉(個人の住居に設けるものを除く。)
厨房設備 【第3条の4】	同一厨房室内にある厨房設備の入力合計(最大消費熱量)が350キロワット以上
温風暖房機 【第3条の3】	風道を使用するもので入力(最大消費熱量)70キロワット以上のもの。ただし、以下の用途に設置するものは <u>風道を使用しない場合でも届出が必要。</u> ・劇場等 ・キャバレー等
ボイラー 【第4条】	入力(最大消費熱量)70キロワット以上のもの。ただし、以下のものは除く。 ・個人住居に設けるもの ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるもの
給湯湯沸設備 【第8条の2】	入力(最大消費熱量)70キロワット以上の給湯湯沸設備。ただし、以下のものは除く。 ・個人住居に設けるもの ・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第3号に定めるもの
乾燥設備 【第7条】	入力(最大消費熱量)5.8キロワットを超えるもの。ただし、個人住居に設けるものは除く。
サウナ設備 【第7条の2】	全て。ただし、個人住居に設けるものは除く。
ヒートポンプ 冷暖房機 【第9条の2】	入力(最大消費熱量)70キロワット以上の内燃機関によるもの
火花を生ずる 設備 【第10条】	全て(火花を発生し、かつ、可燃性蒸気または微粉を放出する設備)。 例) グラビア印刷機, ゴムスプレッター, 起毛機等
放電加工機 【第10条の2】	全て。ただし、加工液に消防法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。